

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪府大阪市此花区西九条1-27-12					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社 日立物流 西日本営業本部 執行役専務本部長 寺田 和樹					
事業者の主たる業種	倉庫業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成22年 4月 ～ 平成25年 3月					
基本方針	平成21年度を基準にして、計画期間中に2%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す。					
推進体制	西日本営業本部内に環境推進部署（環境G）を設置し、技術部署（LEG）と連携して実施計画の策定や、啓蒙活動、進捗管理を実施する。					
	環境マネジメントシステム名称					
	適用範囲					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日					
	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	22年度	事務所	事務所内の空調温度設定、不使用時の消灯等の徹底を行う。			
23～24年度	倉庫、事務所	照明器具の代替を行い、23～24年度で電力使用量2%を削減する。				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （21）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （24）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	2,580.5 t	2,527.1 t	-2.1 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 2,580.5 t	*2 2,527.1 t	-2.1 %		
	目標設定の考え方	当初3年間については、主に大山崎営業所の照明器具の代替を推進する。（関西AE営業所は竣工時（2003.2）よりNEDO補助事業にて省エネ設備導入。）				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	倉庫	二酸化炭素換算 延べ床面積（千㎡）	20.367 t	19.946 t	-2.1 %	
	事務所	二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	延べ床面積を原単位として2%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）		*1 2,580.5 t	（*2）-（*3） 2,527.1 t	-2.1 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「チャレンジ25キャンペーン」への参加登録、環境配慮型物流センターの建設・運営、子会社（運送会社）によるエコカー導入拡大とエコドライブの推進					
特記事項	荷主へのグリーンロジスティクス提案活動を積極的に推進しています。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分子となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。  
 5 「特記事項」には、平成22年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。